平成２６年（フ）第２９１０号
大阪府東大阪市足代３丁目10番１号
債務者　岡本　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５４号
大阪市城東区鴫野東３丁目２番９号ローレル鴫野106号
債務者　藤井　健二
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２１号
大阪市城東区今福南４丁目10番３―913号、前住所大阪市福島区玉川２丁目３番16―123号
債務者　厚地　裕紀
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８２号
大阪市平野区長吉六反３－８　長吉長原東住宅15号館802号室、住民票上の住所大阪府東大阪市吉松１丁目11番23号　柏田マンション202号
債務者　駒水　隼人
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９１号
大阪市東住吉区北田辺２丁目４番５―203号
債務者　中山　保憲
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０７号
大阪市東淀川区上新庄２丁目４番14―808号
債務者　井上　厚子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２８号
大阪市浪速区下寺３丁目１番14―618号
債務者　森川　博佳
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６８号
大阪府高槻市明野町22番４号
債務者　山野美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８０号
大阪市西区九条南３丁目30番10―501号、前住所大阪市生野区巽中１丁目24番12―408号
債務者　吉原万喜こと　白　　萬好
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８９号
大阪府枚方市東船橋２丁目24番地の１
債務者　奥村　裕美（旧姓寺坂）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６２号
大阪府東大阪市吉田８丁目３番19号　203号室
債務者　枡田　晶子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６号
大分市大字宮崎1400番地の１　ひばりコーポ107
債務者　山本　三恵
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
北海道網走郡美幌町字西２条南３丁目１番地の１　公住３号棟Ｃ―206号
債務者　柏倉あゆみ（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
埼玉県深谷市田谷91番地１　メゾンモデストＢ203号室、住民票上の住所埼玉県深谷市西大沼388番地８
債務者　福島　哲雄
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２２３号
沖縄県南城市知念字知名645番地２　新垣アパート201号室
債務者　大津トク子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２６２号
沖縄県浦添市安波茶３丁目15番１―304号安波茶市営住宅
債務者　上間　昌子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部